

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに静岡県に意見書を提出することができる。

令和4年9月16日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 川勝平太

- 1 都市計画の種類及び名称  
東駿河湾広域都市計画道路 3・4・19号西条千本線
- 2 都市計画を定める土地の区域  
縦覧する計画図表示のとおり
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び意見書の提出先  
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課  
(郵便番号420-8601 静岡市葵区追手町9番6号)  
沼津市役所都市計画部まちづくり政策課  
(郵便番号410-8601 沼津市御幸町16番1号)
- 4 縦覧期間  
令和4年9月16日（金）から令和4年9月30日（金）まで  
(閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。)